## 議案第51号

損害賠償額の決定及び和解について(追認)

次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年3月6日提出

山都町長 坂本 靖也

- 1 事故発生日時 令和6年7月14日 13時頃
- 2 事故発生場所 山都町役場第5駐車場
- 3 和解の相手方 法人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、消防積載車の性能検査時に、車両をカーポートに移動させた際に、カーポート屋根に設置している太陽光発電装置に接触し、損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 215,380円
- 6 和解事項 今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外におい て一切異議申し立て、請求を行わない。
- 7 和解日 令和6年9月25日

## (提案理由)

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。